

第11章 今後の整備に関する基本的な考え方（整備基本構想）

これまでの内容を踏まえ、今後の整備に資するために基本的な考え方を示す。なお、史跡の追加指定の条件が整った場合の対応も含めて検討する。

第1節 整備の理念（目標）

米子城跡は、天守、二の丸、内膳丸等の郭や石垣等を数多く残しており、幾百年にもわたり米子の歴史を見守り続けてきた。と同時に、多くの市民から「城山（しろやま）」と呼ばれ、米子の歴史的なモニュメントとして、また、自然豊かな公園緑地として、今日まで親しまれてきた。しかしながらその一方で、長い間、米子の市街地の景観的・歴史的ランドマークとして米子城跡が果たしてきた役割は、自然環境や都市環境の変化により、見失われがちにもなっていた。

そのため、歴史的、文化的資産として貴重な財産である米子城跡を保存整備し、その価値を次世代に確実に継承していくとともに、城跡の魅力を再認識し伝えるため、多目的な利活用にも対応できる史跡公園として、また、市民に憩いや安らぎを提供するため、中心市街地にある貴重な都市空間として計画的な整備を進め、観光資源としての価値も高めていくことが必要である。

人々が集い、楽しみ、広く親しむことができるよう新たな利活用を図ることが、この貴重な財産を活かすことにつながり、市民の郷土への愛着や誇りを育み、地域の活性化にも寄与するものである。

整 備 の 理 念 （ 目 標 ）
①米子城跡の調査研究、将来への継承 米子城跡の全容解明を進め、価値ある歴史的遺産を将来に確実に継承する。
②地域シンボルの顕在化 米子城跡の持つ多様な価値を高める整備を行い、地域のシンボルとしての存在意識を高め、まちづくりに寄与する。
③観光振興・地域活性化への寄与 史跡整備事業により、その価値を顕在化させることで、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝えるとともに、観光拠点としての内容充実、イメージ向上につなげ、中心市街地活性化に寄与する。

第2節 整備の基本方針

1 調査研究

（1）米子城跡の実態解明

- 1) 発掘調査や遺構分布調査、史料調査等、多様な調査研究を継続的に実施し、米子城跡の実態解明を目指す。また、専門的、継続的な調査研究体制の確立を図る。

2 保存のための整備

（1）米子城跡の価値を表す遺構等の確実な保存と適切な修復の推進

- 1) 保存にあたっては、現状保存を原則とした検討を進める。
- 2) 発掘調査により確認された地下に埋蔵されている遺構等については、覆土等による適切な保存措置を講じる。
- 3) 石垣等地上に露出する遺構については、調査研究成果に基づき適切な保存措置を行う。

- 4) 米子城跡の価値を構成する城郭等の遺構や、関連する遺構及び米子城跡の全体像を理解する上で重要な箇所が、史跡指定地外の区域にも存在することを踏まえ、史跡の追加指定等を視野に入れた適切な保存を図る。

3 活用のための整備

（1）来訪者が安全・快適に利用できる環境づくりの推進

- 1) 登城路、周遊道路、散策道等の園路を適切に維持管理し、安全性、快適性を向上するための整備を行う。
- 2) 来訪者の安全及び快適な利用に資するため、わかりやすく統一感のあるサインへの改善及び設置を景観に配慮して行う。
- 3) 遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の適切な利用に資する休憩施設、トイレ等便益施設の整備を行う。
- 4) 遺構の保存や景観に留意しながら、来訪者の安全・快適な利用を促す階段、手すり、照明等の管理・運営のための施設整備を行う。
- 5) 駐車場もしくは乗降場としての車寄せの整備を行う。
- 6) イベントの開催等多目的な利活用に対応できる広場の整備を行う。

（2）史跡米子城跡の価値を的確に伝達する活用整備の推進

- 1) 調査研究の成果に基づき、客觀性を確保した適切な手法を用いて、歴史的建造物の復元展示及び来訪者に、往時の米子城の状況を想起させる遺構の表現方法の検討を行う。
- 2) 史跡米子城跡の価値を理解する上で重要な要素（地上に露出している遺構や重要な場所）については、現地でそのことが理解できる解説板等の設置を行う。
- 3) 現在埋め立てられている内堀の表出、復旧等の方策について検討する。
- 4) 施設の新設、既存施設の活用等によるガイダンス機能の向上を図る。

（3）市民が米子城跡を身近に感じ、来訪者が米子城跡の存在を感じる整備の推進

- 1) まちなかで米子城跡の存在を感じることのできるサイン等の設置を行う。

4 公開・活用

（1）史跡米子城跡の魅力に触れる多様な機会の創出

- 1) 蓄積された調査研究の成果や今後実施される調査、整備の状況を積極的に公開し、多くの人と米子城跡の価値を共有する機会を設ける。
- 2) 城下町や日本遺産「旧加茂川の地蔵」、中海等、米子城跡の周辺地域が有する特徴的な歴史文化資源・自然資源を活用した取組を推進する。
- 3) 関連する都市と連携した取組等により、多種多様なソフト事業の展開を図り、米子城跡の魅力を広く普及啓発する。

5 体制整備

（1）多様な関係者が相互連携できる保存活用体制の構築

- 1) 文化財部局だけでなく、まちづくり、観光、公園部局等、関係する米子市の様々な部局間の

相互連携を強化するとともに、整備に向けた組織づくり、人材の確保等についての検討を行う。

- 2) 行政機関のみならず、市民、地元自治会、NPO法人、観光団体や専門家等の多様な関係者が連携し、様々な取組を推進する体制の組織化を図る。

第3節 整備基本構想

1 調査研究の方針

米子城跡の実態を解明するため、これまでに実施してきた調査研究の成果を踏まえ、その様相を明らかにするための調査研究を継続的に推進する。

(1) 遺構等の詳細分布調査

- 1) 史跡指定範囲及びその周辺地域を対象として、平坦地、石垣、石切り場、岩盤加工痕等の遺構や遺物の分布状況の確認と記録を行う。
- 2) 必要に応じて試掘調査を実施し、内容確認に努める。

(2) 発掘調査

- 1) 遺構等の分布調査や試掘調査等により、遺構や遺物が確認される場合については、必要に応じてその内容や範囲を確認するための発掘調査を実施する。
- 2) 石垣等の積み方等の工法や性格を明確にする。
- 3) 平坦地の内容確認を進め、その性格や往時の米子城全体における動線の解明に努める。

(3) 史料調査

- 1) 往時の米子城の姿・構造だけでなく、城の使われ方等を明らかにするために、米子城に関連する絵図、文献等の収集とそれらの解析を、博物館等の関係機関と協力して行う。

(4) 比較研究

- 1) 米子城の特質や位置付けを明らかにするために、同時代の城郭や歴代城主の関係する城郭及び前後の時期の近世城郭等との比較研究を行う。
- 2) 保存整備、活用整備及び公開・活用に資するため、他城跡事例の調査研究を行う。

2 保存整備の方針

史跡米子城跡の価値を有する要素の確実な保存と適切な修復を図る。

(1) 遺構保存

- 1) 現状保存を基本とした適切な遺構保存方法を検討し保存を行う。
- 2) 史跡米子城跡の価値を有する石垣、竪堀、井戸、礎石等地上に露出している遺構については、それぞれの立地環境や遺構の性質に応じ、適切な保存処理、保存環境の改善を行う。
- 3) 史跡米子城跡の価値を有する地下に埋蔵されている遺構については、露出展示等を行う場合を除き、原則として地下に埋蔵された状態を維持する。
- 4) 石垣等の遺構に直接もしくは近接して生育している樹木が遺構に悪影響を与えている場合、もしくは今後悪影響を与えることが予想される場合、調査等に基づいて、処置方法を検討し、樹木の伐採、剪定等適切な管理を行う。なお、措置後の遺構保存についても併せて検討する。

(2) 修復

- 1) 遺構の定期的な観察を行い、遺構のき損、劣化、風化等が確認された場合には、調査研究成

果を踏まえ、遺跡としての真正性の確保に留意し旧状に復する。

- 2) 石垣等については、定期的な観察を行うとともに、現在の保存状況について、石垣カルテ作成等の実態調査を実施し、き損、劣化が見られる場合には、適切な方法により順次修復を行う。なお、石垣等の保存に関しては、可能な限り現状保存の措置を取ることを基本とし、やむを得ない場合について積み直し等の修復を検討する。
- 3) 史跡米子城跡の価値とは無関係な要素で、史跡の保存、活用に寄与しない要素については、現位置での必要性を検証し、関係者との調整のうえ、撤去または史跡指定地外への移設等を検討する。

(3) 史跡米子城跡の重層的価値を構成する要素の保全

- 1) 城郭としての価値に関する要素の保存とともに、身近な自然環境を構成する要素、さらには信仰・景観・公園等の史跡米子跡を構成する重層的な価値に関連する要素の保全については、城郭としての価値を損なうことがないよう必要な調整を図り、適切に保全する。

(4) 追加指定の検討

- 1) 米子城跡の全体像を理解するうえで重要な箇所が、史跡指定地外の区域にも存在することを踏まえ、関係者に保護に対する理解・協力を求め、史跡の追加指定等の適切な保存を推進する。

3 活用整備の方針

米子城跡の価値を的確に伝達するとともに、来訪者の安全・快適な利用を促すため、活用整備を実施する。なお整備にあたっては、城跡エリア全体を考慮した施設の配置計画及びルート計画を含めた整備計画（グランドデザイン）の策定を検討する。

(1) 遺構整備

調査研究成果に基づく客觀性の確保に十分留意しながら、史跡米子城跡の価値を視覚的に伝達できる適切な遺構整備の手法の検討を行う。

1) 石垣等

石垣については、園路等からの視認性を確保できるよう、樹木の伐採・剪定等による通景措置を行う。また、現状保存を基本としたうえでやむを得ない場合について、石垣の積み直し等も検討する。

2) 郭平坦面・建物跡

- ①往時の地形や利用形態等、その場所が持つ特性を明らかにして、来訪者がそれらの特性を十分に理解できる手法による遺構整備を行う。
- ②調査研究成果から、意匠・形態、材料・材質、伝統・技術、位置・環境等の面において、客觀性の確保が可能な場合には、往時の建造物の復元等も検討する。

3) 登城路等

- ①登城路等の来訪者が利用する（立ち入る）場所については、遺構の状態を踏まえ、その保存が確実にできるよう適切な手法による舗装等の整備を行う。

4) 城郭遺構（豊堀、登り石垣、井戸等）

- ①発掘調査等により、遺構の往時の姿・形態や利用形態等を明らかにし、来訪者がそれらの特性を十分に理解できる手法による遺構整備を行う。

（2）サイン等の解説ツールの整備

来訪者が現地で米子城跡を理解するうえで、必要不可欠な事項についてのサイン類を整備し、併せて多言語化についても検討する。

1) サインの整備

- ①来訪者に、米子城跡の保存及び継承していくことの意義を伝達することを目的として、米子城跡の価値、史跡指定範囲、歴史的変遷等の解説を行う。
- ②城跡の特徴を顕著に表す重要な遺構、地区及び眺望等についての解説を行う。
- ③サイン類は、重要な遺構・地区が位置する場所、重要な眺望が得られる場所等に、景観に配慮したデザインを検討し配置する。
- ④米子城跡が有する城郭の価値以外の自然、景観、公園等の要素の価値について解説を行う。

2) 最新技術を活用したセルフガイドツール等の整備

- ①米子城跡の価値を来訪者に適切に伝えるため、サイン類以外の様々な媒体の活用を検討する。
(例) 携帯情報端末等を利用して、現地において来訪者自らが米子城跡に関する様々な情報が得られるセルフガイドツール等の整備を検討する。

○拡張現実（A R）

往時の米子城の姿を想起させる再現画像等について、携帯情報端末を通じて見ることができるアプリケーションソフトなどの活用を検討する。なお、調査研究成果から推定される最新の再現画像となるよう適宜、更新を図る。

○情報提供

発掘調査により出土した遺構・遺物、整備事業についての解説等、米子城跡に関連する多様な情報について、携帯情報端末を通じて見ることができるよう情報発信を図る。その際、周辺地域の観光情報等もあわせて効果的な情報提供に努める。

○教育資料

教育的な視点も考慮し、子ども等が遊びながら米子城跡を巡ることができるプログラムの作成、提供を検討する。

3) 市民、観光客などが米子城跡の存在を身边に、日常的に感じる整備

- ①城下町各所において、日常的に、米子城跡を身近に感じることのできる表示（例「米子城外堀通り」、「米子城内堀通り」「米子城大手通り」等、通称名のサイン設置）の設置を検討する。
- ②城下に米子城跡のビューポイントを明示したサイン等を設置する。

（3）ガイダンス施設の整備

米子城跡への理解を効果的に高めることができるガイダンス施設を整備する。ガイダンス施設の設置場所、内容については、史跡見学、活用の動線を勘案し、適切な規模及び景観を考慮したデザイン等を検討する。

なお、旧小原家長屋門については、保存整備の方針が定まるまで、ガイダンス的な利活用も検討する。

（4）動線となる園路等施設の整備

史跡指定地内を安全・快適に巡る園路を整備する。整備にあたっては、既存の登城路等の活用を基本としつつ、調査研究成果に基づく往時の道（動線）の位置に留意しながら場所等を設定す

る。また、往時の姿を踏まえることを基本とし、来訪者の安全性、景観、自然環境への影響を考慮した舗装の検討とともに、石段、手すり等の整備を行う。

(5) 樹木の適切な管理

樹木に関しては、史跡米子城跡の価値を維持し保護するなど、特に必要と考えられる場合については、関係機関と協議のうえ、必要に応じた適切な措置を行う。

1) 遺構への悪影響の排除

石垣等の遺構の保存上支障がある樹木については、必要に応じて剪定、伐採する。また、利用者の安全上支障がある場合も同様とする。

2) 遺構への視認性の確保

利用動線から地上に露出している遺構の視認性を確認し、史跡米子城跡の特徴を理解するうえで重要性が認められる場合には、史跡指定地内の景観を適切に確保できるよう、その阻害要因となっている樹木を必要に応じて剪定、伐採する。

3) 周辺地域への眺望の確保及び周辺地域からの眺望の確保

史跡米子城跡における特定の場所からの眺望景観が史跡米子城跡の価値を理解するうえでの重要性が認められる場合には、その眺望を確保できるよう、阻害要因となっている樹木の剪定、伐採等を行う。また、周辺地域からの史跡米子城跡の眺望景観の確保も同様に行う。

(6) 便益施設の整備

遺構や周辺地域等への眺望が得られる場所及び、史跡米子城跡の特徴を理解する上で効果的な場所に、必要に応じてベンチ、東屋等の休憩施設を設置する。また、天守台周辺へのトイレの設置については、遺構、景観等への影響、維持管理等を勘案し、バイオトイレ等の設置を検討する。

(7) 駐車場もしくは乗降場としての車寄せの整備

動線を勘案し、適切な場所に駐車場もしくは乗降場としての車寄せの確保を検討する。

(8) 多目的広場の整備

史跡米子城跡をより身近に感じ、親しむことができるよう、各種イベント等多目的な利活用に供することができる広場の整備を行う。

(9) 管理運営のための施設の整備

転落防止柵、手すり、石段、照明等の管理上必要な施設については、遺構の保存や景観に留意しながら、その設置の必要性、位置等を検討し対応する。また、自然災害・人的災害による被害を未然にまたは最小限に防ぐための防災設備や、日常的な維持管理を行うために必要となる電気・給排水設備等の整備を検討する。

(10) 既存工作物、設置物等への措置

史跡米子城跡の価値とは無関係な要素で、史跡米子城跡の保存、活用に寄与しない要素については、現位置での必要性を検証するとともに、関係者との調整のうえ、撤去または史跡指定地外への移設等を検討する。

4 公開・活用の方針

史跡米子城跡に触れ合う多様な機会を創出する。

(1) 史跡米子城跡を活用した取組

- 1) 米子城シンポジウムやフォーラム等、現在開催しているイベントを継続、発展させるとともに、定期的なイベントとしての定着を図る。
- 2) 史跡米子城跡の現地を舞台として積極的に活用したイベントを開催し、史跡米子城跡の魅力、価値の普及啓発に努める。

(2) 発掘調査・整備等の公開等

- 1) これまで実施している発掘調査の現地説明会等を引き続き開催し、出土した遺構、遺物等を来訪者が現地で直接見て体感できる機会を提供する。また、文化財保護の取組を理解してもらえるよう、可能な限り、平常時の発掘調査の状況も公開する。
- 2) 遺構の修復や整備にあたっては、ポイントとなる段階において現地説明会等を開催し、その整備状況を公開する。また、整備内容や進捗状況の最新情報を提供するための展示・解説等のサインの設置を行う。

(3) 周辺の歴史文化資源との連携による観光利用

米子城跡の周辺に位置する城下町、米子市立山陰歴史館、日本遺産「旧加茂川の地蔵」等、地域総体としての観光利用の活性化を図り、相互連携による取組を展開する。

(4) 情報の発信・案内

- 1) 米子城跡に関する市広報、市ホームページの充実を図り、米子城跡の調査研究、整備、イベント等に関する最新情報等の発信に努める。
- 2) 観光に関連する民間組織等との連携によるPR、城めぐりツアー等の取組を推進する。
- 3) 地域一帯のまち歩き、散策等を支援するパンフレット、ガイドブック、携帯情報端末等のセルフガイドツールを整備する。

5 体制整備の方針

多様な関係者が相互連携できる保存活用体制の整備を行う。

(1) 史跡整備及び保存管理の体制整備

- 1) 史跡全体の調査や整備方針、遺構の保存・修復や復元展示の方針等についての専門的見地からの調査及び整備の検討を行うため、整備検討委員会を設置する。

(2) 庁内の体制強化

- 1) 文化財担当部局だけでなく、まちづくり、観光、公園部局等、米子城跡の保存管理、活用、整備に關係する部局との連携を強化し、十分な検討、調整、推進が図れる府内体制を確立する。
- 2) 今後の専門的、継続的な調査研究、さらに緊急的な発掘調査に対応できる組織づくり及び人材の確保等についての検討を行う。

(3) 市民協働

米子城跡の価値やその保存への理解の普及、活用のために、市民、地元自治会、NPO団体、観光団体など地元関係者団体等による市民協働を促進する。

(4) 関連都市との連携

観光面での連携のほかに、調査研究や保存管理、城跡整備における技術的な面での情報共有や協働等の展開を図り、関連都市との連携強化に努める。また、関連都市と連携したイベント・シンポジウム等を企画・開催する。